

江別市スマート農業機械導入促進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年 3月31日

江別市長 後藤 好 人

江別市スマート農業機械導入促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者の高齢化等による農家戸数の減少に伴う経営規模拡大、生産コスト及び環境負荷の低減等の様々な課題に対応するため、江別市スマート農業機械導入促進事業を実施し、機械導入に要する経費の一部を市が予算の範囲内で補助（以下「支援金」という。）することにより、作業の効率化、労働時間の縮減及び生産性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者等 市内で農業を営む個人又は法人をいう。

(2) 助成対象機械 次に掲げる機械をいう。

ア R T K補正機能を有する自動操舵システムであって、新品のもの

イ 環境のモニタリングと制御を同時に行う環境制御システムであって、新品のもの

(支援金の交付対象者))

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する農業者等に支援金を分配することを目的として、これらの者の助成対象機械の購入及び発注状況を取りまとめる道央農業協同組合（以下「取りまとめ申請者」という。）とする。

(1) 取りまとめ申請者が実施する自動操舵システム導入支援事業又は環境制御型施設園芸転換支援事業による助成を受ける者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

イ 法人税法別表第2に規定する公益法人、学校法人、医療法人又は社会福祉法人

ウ 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

エ その他支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断するもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、農業者等に個別に申請させることができる。

(交付額)

第4条 支援金は、一の農業者等が購入する助成対象機械（各助成対象機械につき、それぞれ年間1台までに限る。）を対象として交付する。

2 前項に規定する交付額は、購入代金から取りまとめ申請者が実施する事業により助成された金額を控除した額に2分の1を乗じた額で、第2条第2号アに規定する機械にあつては200,000円を上限とし、第2条第2号イに規定する機械にあつては100,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 取りまとめ申請者は、江別市スマート農業機械導入促進事業支援金交付申請書(別記様式)を作成の上、市が指定する書類とともに市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは、取りまとめ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(証拠書類の保管)

第7条 取りまとめ申請者は、第5条に規定する支援金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を支援金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

(調査及び報告)

第8条 市長は、支援金の適正な交付を期するため、支援金の交付の決定を受けた取りまとめ申請者(以下「交付決定者」という。)に対し必要に応じて調査を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他の不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(返還)

第10条 市長は、前条の規定による取消しを行った場合において、既に交付した支援金があるときは、期間を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 交付決定者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

江別市スマート農業機械導入促進事業支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）江別市長

申請者
住 所
氏 名

事業名：_____

上記の事業について、支援金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

2 事業の着手及び完了の予定期日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

3 支援金交付申請額 金 円